

令和7年度第3号外来水生植物対策業務委託 特記仕様書

1 業務名

令和7年度第3号外来水生植物対策業務委託

2 業務の目的

外来生物法で特定外来生物に指定されているオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等の侵略的外来水生植物(以下「外来水生植物」という。)は、琵琶湖や内湖、河川等で分布範囲を広げ大規模に繁茂し、生態系や漁業等への深刻な影響が懸念されたため、平成 26 年度から積極的な駆除を進めている。

本業務委託では、これらの外来水生植物の駆除業務を行うことにより、外来水生植物の低密度状態を持続させることと、分布・生育状況の調査業務を行うことにより必要な基礎情報を収集することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年(2026 年)2月 27 日(金曜日)まで

4 業務内容

(1) 対象とする外来水生植物

本業務委託の対象は、外来水生植物であるオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウおよびミズヒマワリの3種とする。

これら3種は水中から陸上にかけて生育するが、本業務委託における駆除業務では、主に他の水域へ分散するリスクが高い箇所、希少種が生育する箇所等に生育する個体・群落を記録し、駆除する。また、生育状況調査業務では主に他の水域へ分散するリスクが比較的低い箇所に生育する外来水生植物の群落面積・種類・位置情報等の調査・記録を行う。

(2) 駆除と生育状況調査

① 駆除業務

受注者は、本業務委託が指定する駆除業務対象区域(参照:別添2対策業務区域図)において、外来水生植物の駆除を行う。対象区域においては、被度を考慮しない群落の面積が1㎡以上の個体・群落は、駆除の有無にかかわらず、その個体・群落のデータ(外来水生植物の種類、個体・群落の位置情報、群落の面積等)を業務報告書【駆除業務用】(報告書様式1)に記録し、地下部分(根や地下茎)の完全な除去が難しい陸生の個体・群落を除き駆除を実施する。なお、陸生であっても、侵入初期の個体・群落や駆除努力の集中により局所根絶が期待できる個体・群落についてはその限りでなく、別途、発注者と受注者とで協議して箇所ごとの対応を確認する。

この駆除業務は、原則、後述する基本ユニットによる体制で実施する。また、群落の成長・拡大状況に応じて数日に渡って実施したり、特定箇所で集中的に実施したりするなど、柔軟に対応できるものとする。

【留意事項】

- (ア) 外来水生植物の駆除に際しては、別途添付するマニュアルを参考にし、より効果的・効率的な手法を検討しながら実施し、必要に応じて、発注者と受注者が協議し、順応的に改善を行うものとする。
- (イ) 外来水生植物は、水面上や水中に展開する葉や茎だけでなく、水底の地中に伸びた根・地下茎の部分を含む植物体全体をできるだけ残さずに除去するものとする。特に除去作業後には、根や茎が水中・水底に残っていないことを確認すること。外来水生植物が他の抽水植物と混生している場合は、必要に応じて、混生した他の植物を含めて駆除すること。
- (ウ) 外来水生植物の断片が拡散して分布域の拡大を招くことのないようにするため、必要に応じて作業場所の周辺の水面をフェンス等で囲うとともに、葉や茎の断片を駆除現場に残さないよう、柄付きの網(網目 1mm以下)等を用いて丁寧に取り除くこと。
- (エ) オオバナミズキンバイについては、駆除作業の後、3週間に1回の頻度で巡回・監視を行い、再生する植物断片を除去することで、低密度での制御が可能となる旨の研究結果がある(引用:特定外来種オオバナミズキンバイの制御管理マニュアル【2020年度版】)。駆除業務の際は、この研究結果に留意するとともに、駆除業務後に必要な作業について、発注者と協議すること。この際、発注者が必要であると認める作業については、設計変更の対象とする。
- (オ) 現場の状況に応じて、淀川方式や遮光シートの敷設による駆除の方が効率的であると判断できる場合には、発注者に協議の上、適切な駆除方法を選択すること。
- (カ) 駆除業務の終了後、駆除できずに残存している個体・群落のデータを収集するため、外来水生植物の生長が休止する12月以降に駆除業務対象区域における調査を実施すること。なお、駆除業務を12月以降に実施する箇所については、改めての調査は不要である。

② 生育状況調査

受注者は、本業務委託が指定する生育状況調査業務対象区域(参照:別添2対策業務区域図)において、外来水生植物の生育状況の調査を行い、群落面積が1㎡以上のものについては、外来水生植物の群落データ(外来水生植物の種類、個体・群落の位置情報、群落の面積等)を業務報告書【生育状況調査業務】(報告書様式2)に記録する。なお、比較的駆除が容易な個体・群落を発見した際は、駆除を実施しても差し支えないとし、この場合の群落データについては記録しない。

また、生育状況調査業務は外来水生植物の生長が止まり、冬枯れが始まる12月以降に実施することとし、開始時期については発注者と十分に協議を行うこと。

(3) 仮置き・処分

本業務委託で回収した外来水生植物は、発生地由市ごとに以下の表に示す仮置き場で十分に減量・乾燥させた後、それぞれ発生した市の取り決めに従ってクリーンセンター等へ搬入し、事業系一般廃棄物として焼却処分することとする。

【留意事項】

- (ア) 仮置きの際には、強風などによる飛散を防止するため、外来水生植物の表面をビニールシート等で覆うこと。
- (イ) 仮置き場へ運搬した外来水生植物は、均一に平たく伸ばして置き、十分に乾燥させること。また、定期的に上下を入れ替えるなどにより乾燥を促すこと。
- (ウ) クリーンセンター等の状況により発生市内での処理が困難である場合には、発注者と越境協議を行い市外の処分場へ運搬のうえ処理すること。
- (エ) 仮置き場から処分場までの外来水生植物の運搬は、トラック等の自動車を用いること。また、外来水生植物は特定外来生物に指定されていることから、荷台をビニールシート等で厳重に覆い、運搬中に外来水生植物の断片や種子が飛散および落下しないようにすること。
- (オ) クリーンセンターへの搬入に際し、発注者からの申請等を要する場合は、受注者は、駆除の記録とあわせて発注者に依頼すること。

市	仮置き場	処分場
彦根市	米原雪寒基地 (米原市磯) (揚陸場より約 6.8 km)	彦根市清掃センター (彦根市野瀬町) (仮置き場より約 7.3km)
米原市	米原雪寒基地 (米原市磯) (揚陸場より約 3.1km)	湖北広域行政センター クリスタル プラザ(長浜市八幡中山町) (仮置き場より約 12.0km)
長浜市	湖北水鳥ステーション (長浜市湖北町) (揚陸場より約 13.3km)	湖北広域行政センター クリスタル プラザ(長浜市八幡中山町) (仮置き場より約 13.0km)
高島市	高島市有地 (高島市新旭町新庄) (揚陸場より約 4.4km)	高島市環境センター (高島市今津町途中谷) (仮置き場より約 18.6km)

(4)備考

- ①受注者は、本業務委託を適切に遂行するため、地元の地方公共団体や漁業協同組合、クリーンセンター等の機関との協議・調整を行うものとする。また、外来水生植物やその駆除に関する研究・調査の要望があった場合には、発注者と協議の上、可能な範囲で協力すること。
- ②下記の期間、滋賀県では国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会が開催されるため、本業務委託を履行する際は、これら大会の支障とならないよう十分に注意すること。
 - ・第79回国民スポーツ大会：令和7年9月 28 日～10 月8日
 - ・第24回全国障害者スポーツ大会：および令和7年 10 月 25 日～10 月 27 日

5 設計

(1) 作業ユニット<基本ユニット>

本業務委託における駆除業務および生育状況調査業務は、操船者付の小型船に作業員が乗り込む体制で実施することを想定している。基本的には、小型船に操船者に加えて作業員2名が

乗り込む計3名による体制で業務を行い、この体制を基本ユニットと呼ぶ。

(2) 基本ユニットにおける作業日数の計算

駆除業務や生育状況調査業務を現場の状況に応じて効率的・効果的に実施するには、小型船の使用が困難な場合や業務を集中的に行うことが必要な場合など、上述の基本ユニットの編成では対応が難しい状況も想定される。そのため、作業日数の算出は実際の作業に従事する人工数(人日)を3で除したものを基本ユニットによる作業日数とし計上してもよいものとする。

(3) 変更について

本業務における駆除業務と生育状況調査業務の日数、駆除量および処分量は、発注者と受注者が協議した上で、必要に応じて、設計変更の対象とする。

6 業務管理

(1) 事業計画の作成

受注者は、業務全体を適正かつ円滑に遂行するための事業計画を速やかに作成し、発注者と確認・協議の上、事業を実施するものとする。この事業計画では、下記について定める。

- ① 駆除業務・生育状況調査業務の工程表
- ② 駆除業務・生育状況調査業務の実施手順および使用する道具等
- ③ 駆除した外来水生植物の仮置き場での保管方法
- ④ 外来水生植物のクリーンセンターへの搬入計画

なお、発注者が令和6年度に実施した外来水生植物対策業務において収集した令和6年度末時点の外来水生植物の残存面積のデータを提供するので、駆除業務の計画については、このデータを十分考慮し、作成すること。

(2) 作業責任者

受注者は、業務の円滑な推進を図るために十分な経験を有する作業責任者を配置するものとし、作業責任者は業務の全般にわたり技術管理を行う。

(3) 打合せ

事業着手前、事業計画提出時、成果品納入時の計3回に加えて、事業計画の変更等、必要に応じて打合せを行うこととし、原則として作業責任者が立ち会うものとする。また、受注者は打合せを行った際は、その内容について記録したものを打合せ後速やかに発注者へ提出すること。

(4) 進捗報告

受注者は、事業計画に基づいた進捗報告を月に1回程度の頻度で提出すること。進捗報告には事業計画に対するその時点の進捗率、駆除業務および生育状況調査業務を実施した箇所、駆除した外来水生植物の面積とその駆除量、業務の状況写真(代表的なものを抜粋)等を添付すること。

(5) 現場確認

本委託業務の契約期間中に、発注者は駆除業務が適正に実施されているか、についての現場確認を少なくとも2回以上行う。現場確認を行った際は、受注者はその内容に関する記録簿を速やかに作成・提出すること。

(6) 実績報告

受注者は、本委託業務の完了後、下記成果品を速やかに発注者に提出すること。

- ・業務の結果概要に関する報告書（書類・電子データ：様式任意）
- ・駆除業務における業務報告書（Excel データ：報告書様式1）
- ・生育状況調査業務における業務報告書（Excel データ：報告書様式2）
- ・業務ごとの作業日報（書類・電子データ：報告書様式3）
- ・本委託業務において撮影した写真（電子データ）
- ・運搬業務および処分業務の状況について記録したもの（書類・電子データ）
- ・処分伝票の写し（原本でも可）
- ・外来水生植物の残存状況が視覚的に確認できる資料(※)(Excelデータ、shp データ等)
※納品するデータの詳細については、発注者と協議すること。